

平成18年 決算審査報告



代表監査委員
高橋 昌也

1、審査の総括

審査に付された平成18年度一般会計及び国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道の四特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、数値は帳票と符号し、正確であると認められました。

2、審査の概要

平成18年度の実質収支比率（赤字団体であるかどうかを判断するもの）は6.4%であり、安定した数値を示しています。

次に財政の健全性を示す指標である経常収支比率についても、70%以下

が適正とされていますが、74.1%であり、財政構造の弾力性は引き続き保持されていると認められます。

また、当町における公債費負担率は3.9%となり、前年度より0.3ポイント減少しました。以上財政分析の結果、財政の健全性、弾力性については標準以上であると判断されます。

3、審査に基づく意見

次に他方公共団体の運営の目的は地域住民の福祉の向上を図ることであり、町財政が漸減する中、住民のニーズがどこにあるのかを的確に把握し、地域の特性にふさわしい施策が、この厳しい財政運営の中で、より合理的かつ効果的に実施されなければなりません。

行政の運営状況については、平成14年度に行った住民意識調査に基づき町議会と執行部の決意として、町村合併不参加を決め、自立する新しい町づくり道を選択しました。

これらの実現に向け後期基本計画に則り、今後とも新しい時代にはばたき活力ある湯沢町を目指して欲しいと願うものであります。

次に町税の滞納について言及しなければなりません。町税収入が年々減少する中で滞納額が急増し、町政運営への支障が憂慮されるところであります。

町税収納については、税務課職員、及び徴収嘱託員だけに任すことなく、役場職員一人ひとりが現状を強く認識し、一丸となつて滞納処理に当たることが望みます。もつて収納率の向上と適正かつ公平な税務運営を期待するものであります。

企業会計

1、審査の対象

水道事業・観光事業・病院事業

2、審査の方法

審査に付された各事業の決算書類が法令の規定により作成されているか、計数は正確であるか、数値を帳票と照合、さらに執行手続は適法か、関係書類により調査しました。

その上で事業全体をとおして企業の経済性が発揮され、公共の福祉の増進が図られてかを審査しました。

3、審査の結果

各事業の決算は、いずれも法令に基づいて作成されており、計数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても、概ね予算の定めに従つて執行されていると認められました。

4、審査の概要

○水道事業

有収水量が今年度も減少を続け、油断を許さない状況にあり、経営の根本となる給水収益の今後大幅な増加が見込めないことは、大きな不安要素であります。

また、生活用水の安全・安定供給のため、建設改良事業は避けられないものですが、給水人口や有収水量が減少している中、資金繰りも含め充分な計画性を持つて今後も進めていくことを望みます。

○観光事業

この会計は、平成19年度から民営化への移行に伴い、平成18年度、一般会計から多額の繰入金を行っていました。

昭和37年度から始まつた本事業会計は平成18年度を以て45年の歴史に幕を閉じ、平成19年度からはスノーリゾートサービス(株)による運営となります。